

○相模原市議会会議規則

(一事不再議)

第 14 条 議会で議決された事件については、同一会期中(臨時会に限る。)又は同一会議期間中は再び提出することができない。

(一部改正〔平成 25 年議会規則 2 号〕)

(発言の取消し又は訂正)

第 62 条 発言した議員は、その会期中(臨時会に限る。)又はその会議期間中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

(一部改正〔平成 25 年議会規則 2 号〕)